



2021年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也  
(コード:2721 東証ジャスダック)  
問合せ先 取締役 中山 宏一  
(TEL. 03-6430-3461)

### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2020年6月16日「過年度の決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にて公表の通り、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、以下の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,800万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について速やかに検討し、改めてお知らせをいたします。

株主の皆様を始めとするステークホルダーの皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして深く反省し、重ねてお詫び申し上げます。当社におきましては、引き続き当社役員一丸となり全力で信頼回復に努めてまいります。

#### 1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

##### (1) 有価証券報告書

第26期 有価証券報告書 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

第27期 有価証券報告書 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

##### (2) 四半期報告書

第26期 第2四半期報告書 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

第26期 第3四半期報告書 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

第27期 第2四半期報告書 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

第27期 第3四半期報告書 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

第28期 第1四半期報告書 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)

第28期 第2四半期報告書 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

第28期 第3四半期報告書 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

## 2. 今後の見通し

当社では、2021年2月12日付「特別損失（課徴金引当金繰入額）発生のお知らせ」にて公表の通り、2020年12月期に課徴金見積額1,800万円を特別損失として計上していることから、本件課徴金による2021年12月期の業績への影響は軽微であります。

以 上